				第３号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注５）　設備規則第65条第１項第１号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。
				第３号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注５）　設備規則第65条第１項第１号の設備であつて、400MHzを超える周波数で動作するものの場合に限る。 （注６）　施行規則別表第六号第１の表２の項の(1)の高周波発生装置の変更の工事であつて、当該部分の全部の取替えの場合に限る。

［注４～31　略］

32　変更の許可の申請又は届出の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

(1)　変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。

(2)　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

(3)　12の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

［第３　略］

［注４～31　同左］

32　変更の許可の申請又は届出の場合は、注１から注30まで（注16を除く。）によるほか、次によること。

(1)　変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。

(2)　５の欄から11の欄まで（８の欄及び９の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。）は、許可状の記載事項により記載すること。

［新設］

［第３　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。